

三田市産官学連携推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産官学連携の取組により三田市の地域課題（以下「地域課題」という。）を解決することを目的に、当該取組に関わる大学等に所属する研究者の研究活動等に要する経費を助成するに当たり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成金 この要綱に基づいて交付する助成金をいう。
- (2) 大学等 日本国内に教育又は研究拠点を有する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又はこれらに類する教育機関をいう。
- (3) 研究者 大学等の研究活動を行うことを職務に含む者として当該大学等に所属し、かつ、当該大学等において研究活動に実際に従事している者をいう。ただし、大学等の学生（所属する大学等において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者を除く。）は除く。
- (4) 研究活動 新しい知見及び技術を体系的に追求する一連の活動をいう。
- (5) 研究成果の活用 研究活動により得られた知見及び成果を実社会に適用するための試み又は施策等をいう。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、三田市まちづくり基本条例（平成24年条例第35号）第28条に規定する総合計画に掲げる基本目標に沿って、地域課題の解決を図ることを目的とした研究活動又は研究成果の活用とする。

(助成金を交付しない研究活動又は研究成果の活用)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる研究活動又は研究成果の活用については、助成金を交付しない。

- (1) 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が実施する科学技術研究費助成事業等の研究費助成（以下「科研費事業等」という。）の採択を受けているもの（採択を受けた科研費事業等の内容と相当程度重なる場合を含む。）
- (2) 助成金の採択を過去に受け、かつ、通算3回にわたって助成金の交付を受けたもの
- (3) 科研費事業等の不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、当該科研費事業等を交付しないとされている研究者が行うもの
- (4) 前各号のほか、市長が助成することが適切でないとするもの

(交付対象者)

第5条 助成金の交付対象者は、助成事業の代表を務める研究者とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 概要説明資料

2 申請者は、交付決定前に事業に着手しようとするときは、前項各号に掲げる書類に加えて、交付決定前事業着手理由書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 申請者は、確定前に助成金の交付を受けようとするときは、第1項各号に掲げる書類に加えて、確定前交付理由書を添付して、市長に提出しなければならない。

(申請書類の審査)

第7条 市長は、申請者から前条第1項各号に定める書類、同条第2項に定める交付決定前事業着手理由書及び同条第3項に定める確定前交付理由書の提出を受けたときは、別表に掲げる基準により審査を行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に定める審査により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金の交付が決定した旨及び交付する助成金の額を申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付に当たり、必要な事項について条件を付することができる。

(交付額)

第9条 交付する助成金の額は、100万円を上限に予算の範囲内で定める。この場合において、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて算定するものとする。

(助成金の使途)

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金を、助成事業に係る必要経費にのみ使用しなければならない。

2 助成金は、次に掲げる経費に使用してはならない。

- (1) 設備費又は備品の取得に係る経費（概ね1年を超えた使用に耐えないもので、取得価格が5万円（税込み）以下のものを除く。）
- (2) 建物等の施設に関する経費（購入物品の導入に必要となる据え付け等の経費を除く。）
- (3) 助成事業遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費
- (4) 助成事業に関わる研究者の人件費又は謝金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、助成金を充てることが適切でないと認められない経費

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了した日から2週間以内に、助成事業実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業成果報告書

(帳簿関係書類等の整理)

第12条 助成事業者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(事情変更による助成金の取扱い)

第13条 助成金の交付決定後、助成事業について第4条第1項に規定する助成金を交付しない事業に該当する事情が生じた場合、助成事業者は、市長に対して直ちにその旨を報告するとともに、規則第8条の規定に基づき、助成事業を廃止するための手続きを行

わなければならない。

(事業経過及び事業成果の公表)

第14条 市長は、助成事業に係る取組の経過及び助成事業の成果のそれぞれ全部又は一部を、助成事業者との協議のうえ公表することができる。

(様式)

第15条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日以後に着手した事業について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限りその効力を失う。

別表 (第7条関係)

1 助成事業等に係る評価基準

(1) 申請事業の実施に当たり、企業や団体等及び三田市との連携が予定されていること。
(2) 研究内容に独創性があること。
(3) 三田市と連携した持続可能なまちづくりを進める関係構築の可能性があること。

2 研究活動又は研究成果の活用に係る評価基準

(1) 地域課題の設定が適切であり、具体性、重要性、即時性があること。
(2) 地域課題の解決を図るための仮説の設定が適切であること。
(3) 地域課題の解決に有効であると期待できること。
(4) 研究実施計画が具体的で明確であること。